

SUBNOTE

新 昇試 サブノート

法学スタートブック

別冊 KORON 編集部 [編]



KORON
ブックス

SUBNOTE

Start Book



KORON
ブックス

新 昇試サブノート 法学スタートブック

第1章 法学入門

Step 01	「法律を勉強する」って？	010
Step 02	「法」の種類って？	014
Step 03	「条文」「判例」「通説」って？	018
Step 04	憲法って何？	026
Step 05	行政法って何？	030
Step 06	警察官職務執行法って何？	034
Step 07	刑法って何？	038
Step 08	犯罪成立の大原則①	042
Step 09	犯罪成立の大原則②	046
Step 10	犯罪成立の大原則③	050
Step 11	それぞれの犯罪のルール①	054
Step 12	それぞれの犯罪のルール②	060
Step 13	刑事訴訟法って何？	062
Step 14	捜査とは？①	068
Step 15	捜査とは？②	074

第2章 一発合格者の法学キーワード集

憲法	084
行政法	093
刑法	096
刑事訴訟法	109

第3章 一発合格者の法学まとめノート

憲法	01	肖像権と警察活動	120
	02	法定手続の保障と不当に逮捕されない権利	122
行政法	01	職務質問、所持品検査	124
	02	武器の使用	126
刑法	01	正当防衛の成立要件	128
	02	故意、過失	130
	03	公務執行妨害罪	132
	04	放火罪	134
	05	暴行罪、傷害罪	136
	06	強盗の罪①	138
	07	強盗の罪②	140
	08	詐欺罪	142
刑事 訴訟法	01	捜査機関	144
	02	捜査に関する重要な原則	146
	03	現行犯逮捕①	148
	04	現行犯逮捕②	150
	05	捜索・差押え①	152
	06	捜索・差押え②	154
	07	強制採尿、強制採血	156
	08	自白の排除法則	158

法令略称一覧

か		な	
警職法	警察官職務執行法	入管法	出入国管理及び難民認定法
刑訴規則	刑事訴訟規則		
刑訴法	刑事訴訟法		
拳銃規範	警察官等拳銃使用及び 取扱い規範		
国賠法	国家賠償法		
国民投票法	日本国憲法の改正手 続に関する法律		
国公法	国家公務員法		
さ		は	
災対法	災害対策基本法	犯捜規	犯罪捜査規範
児福法	児童福祉法	風営法	風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に 関する法律
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取 締法	暴力行為等処罰法	暴力行為等処罰ニ関 スル法律
ストーカー規制法	ストーカー行為等の 規制等に関する法律		
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰 及び犯罪収益の規制 等に関する法律		
た		ま	
地公法	地方公務員法	酩酊者規制法	酒に酔つて公衆に迷 惑をかける行為の防 止等に関する法
地自法	地方自治法		
通信傍受法	犯罪捜査のための通 信傍受に関する法律		
道交法	道路交通法		

第1章

法学入門



第1章の使い方



教科書には書いていない、
けれど大事な法学の基礎から
説明しています。

“刑法って何？”

① 犯罪と刑罰が書かれた法律

刑法とは何でしょうか。「犯罪」(「罪」ともいいます)と「刑罰」(「罰」ともいいます)が書かれた法律というのがその答えです。つまり、何をすれば「犯罪」となり、それに対してどのような「刑罰」が科されるのか、が書かれた法律ということです。

「犯罪」というのはイメージできますね。例えば、泥棒や殺しです。泥棒のことは「窃盗」、殺しのことは「殺人」といいます。これに対し、「刑罰」とは、例えば、死刑や罰金刑などの制裁を指します。死刑は命を奪うもの、罰金刑は、お金を奪うものです。

ただし、警察官にとって大切なのは、「犯罪」のほうであり、「刑罰」は余り重要ではありません。警察官の職務にとって重要なのは、犯罪の成否を判断することだからです。

犯罪……窃盗罪、殺人罪など
刑罰……死刑、罰金刑など

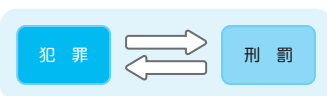
覚えておこう

刑罰は、「課す」ではなく「科す」です。制裁の意味があると、「科す」になります。

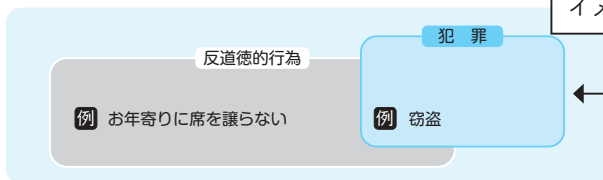
② 犯罪と刑罰はセット

もしある行為が「犯罪」であれば、それに対して「刑罰」が必ず予定されているし(実際に刑罰が科されるか否かは、別の問題です)、逆に、「刑罰」

が科される行為は、常に「犯罪」です。このように、**犯罪と刑罰はセットである**ことを覚えておいてください。



例えば、電車の中で優先席をお年寄りや障害者に譲らない行為は犯罪でしょうか？ これは、反道徳的な行為であり、「けしからんやつ」と周りからは白い目で見られるかもしれませんが、罰金などの刑罰が予定されませんね。だから、「犯罪」ではありません。



豊富な図表で
イメージが掴めます。

❓ 反道徳的な行為のすべてが「犯罪」になるわけではない。犯罪になるのは、反道徳的な行為の一部にとどまる。また、「犯罪」となる行為の中には、反道徳的行為とはいいいくいものもある（例えば、免許不携帯罪）。

🔍 罪刑法定主義

先ほど、「お年寄りなどに席を譲らない行為は犯罪ではない」と述べましたが、その理由は、それを犯罪とする法律がないからです。

犯罪と刑罰は、いずれも法律で定められていなければなりません。どれだけ悪い行為でも、法律に書かれていないのであれば、犯罪ではありませんし、したがって刑罰も科されません。この原則

各 Step 末にある
確認テストで
理解度をチェック
しましょう！

確認テスト	
テスト1	刑罰には、死刑、懲役刑などがある。
解答1	○ 死刑は命を奪う刑、懲役刑は身体の自由を奪う刑です。
テスト2	犯罪と刑罰は法律で定められていなければならないという原則のことを罪刑法定主義という。
解答2	○ どれだけ悪いことをしても、法律に書かれていないことであれば、犯罪とはならないのでしたね。

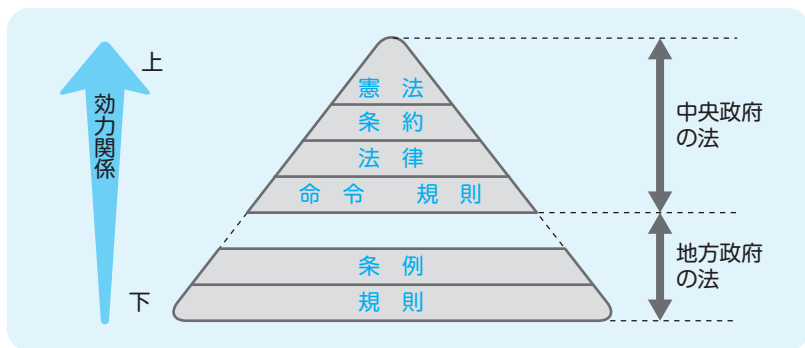


“「法律を勉強する」って？”

① 法律とは？

法律とは、**国会**が定める法（＝私たちの社会のルール）であり（現在、約2,000あります）、「〇〇法」「〇〇に関する法律」等の名称のものがこれに当たります。

「法」には、法律以外に、「^{けんぽう}憲法」「^{せいれい}政令」「^{しょうれい}省令」「^{じょうれい}条例」などがあり、次のようなヒエラルキー（＝ピラミッド型の階層）を構成しています（下のものは上のものには違反できないという関係にあります）。



ここでは、これらの法のうち「法律」に着目してください。

① なぜ、法律が大切なのか？

警察官（あるいは、より広く行政官）は、一般国民に対して何らかの活動をする場合は、原則として**法律上の根拠が必要**です。「〇〇をする」には、法律に「〇〇をすることができる」と書かれていることが必要なのです。これを、**法律による行政**といいます。

警察官の活動の根拠となる法律は、大きく分類すると、**刑法、行政法、刑事訴訟法**に分かれます。

分類	刑法（刑事実体法）	行政法	刑事訴訟法（刑事手続法）
具体例	・ 刑法（典） ・ 軽犯罪法 ・ 暴力行為等処罰法	・ 警察官職務執行法 ・ 警察法 ・ 風営法	・ 刑事訴訟法 ・ 通信傍受法

② 刑法・行政法・刑事訴訟法の関係

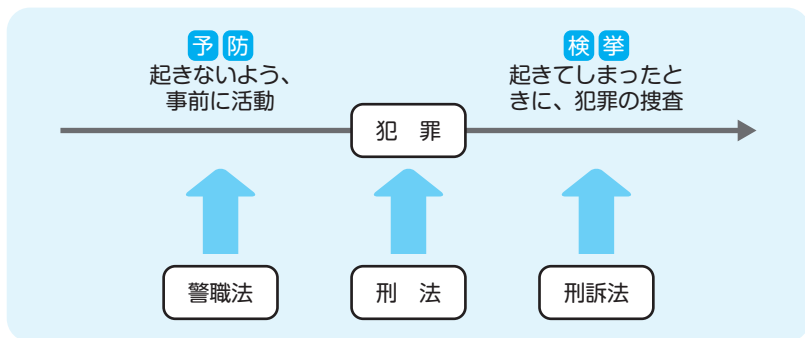
これらの法律がどのようなもので、どのような関係にあるかについて、簡単に紹介しましょう。

CASE

警察官Aが、警ら中、無灯火で自転車を運転しているXに**職務質問**したところ、Xは、駅前の自転車置き場から**自転車を盗んできた**ことを認めた。そのため、被害者に被害を確認した上、Xを**緊急逮捕した**。

このCASEでは、警察官Aの国民に対する活動は、**職務質問**と**緊急逮捕**の2つです。職務質問は**警察官職務執行法**（略して「警職法」）2条1項に、緊急逮捕は**刑事訴訟法**（略して「刑訴法」）210条に、それぞれ根拠が求められます。

Xを緊急逮捕できるのは、Xが**窃盗罪**を犯した疑いが濃厚だからですが、この窃盗罪について規定しているのが**刑法** 235条です。こうして、警察官の活動の根拠となる法律として、**警職法、刑訴法、刑法**が挙げられることに



なります。

この点について、もう少し抽象的にお話しすると次のようになります。すなわち、警察官は、**犯罪の予防**（犯罪が起きないようにする事前の活動）と**犯人の検挙**（犯罪が起きてしまった場合に犯人を逮捕するなどの犯罪捜査）が、大切な仕事です。つまり、「犯罪」を中心として、それを予防するための事前の活動と、それが起きてしまった場合の事後の活動に分けることができます。

「犯罪」を規定しているのが刑法です。どのような行為が犯罪になるのか、それに対してどのような刑罰を科すことができるかを規定した法律です。犯罪と刑罰のことを**刑事実体**といいますので、刑法は刑事実体法の代表です。刑事実体法は、刑法のほか、**軽犯罪法**、**暴力行為等処罰法**などがあります。

「犯罪」が起きてしまった場合に、逮捕→取調べ→**勾留**→**起訴**→公判という具合に手続が進みます。この手続を**刑事手続**といいます。これを規定した法律が刑事手続法であり、その代表が刑事訴訟法です。

つまり、「犯罪」を規定するのが「刑法」、犯罪の予防に関する法律が警職法を代表とする「行政法」、犯罪が起きたときの刑事手続に関する法律が「刑事訴訟法」です。警察官は、これらの法律を習得する必要があります。

発展
学習

ただし、犯罪が起きた後も、行政法を適用する場面はたくさんありますので、注意してください。例えば、ストーカー行為（これは、ストーカー規制法に違反する犯罪です）に対しては、警察本部長などはやめるよう警告を発することができます。警告を発しても自発的にやめることが期待できないような加害者に対しては、公安委員会は、禁止命令を発することもでき、これに違反すると刑罰を科することができます。ストーカー規制法は、「行政法」に属しますので、犯罪が起きた後も行政法が適用されるわけです（なお、ストーカー規制法は、特別刑法にも属するとされます）。

確認テスト

テスト 1

「法」には、法律以外に、「憲法」「政令」「省令」「条例」などがある。

解答 1



「法」は社会のルールであり、様々な形で存在します。

テスト 2

緊急逮捕は、刑事訴訟法が根拠となっている。

解答 2



警察官が活動する場合、原則として法律上の根拠が必要でしたね。緊急逮捕は、刑事訴訟法 210 条が根拠となります。

テスト 3

犯罪が起きた場合の刑事手続について定めた法律が刑事訴訟法である。

解答 3



これに対して、どのような行為が犯罪になるのか、それに対してどのような刑罰を科することができるかを規定した法律が刑法です。

第2章

一発合格者の法学キーワード集



第2章の使い方

刑法

各単語は昇任試験で
繰り返し出題されている
超重要キーワードです。

刑法

構成要件

☐ こうせいようけん

犯罪行為は、だまして物を奪う＝詐欺罪、
暴行を加えて物を奪う＝強盗罪というぐ
あいに類型化できる。こうした個々の行
為類型（犯罪類型）を構成要件という。

不作為犯

☐ ふさくいはん

期待される行為をしなないことで行
われる犯罪。**例** 親が赤ん坊に食事
を与えずに餓死させたという場合

真正不作為犯

☐ しんせいふさくいはん

「〇〇しなかった」という形で条文
が書かれている犯罪を、不作為に
よって犯すこと。

不真正不作為犯

☐ ふしんせいふさくいはん

「〇〇しなかった」という形で条文
が書かれていない犯罪を、不作為
によって犯すこと。

条件関係

☐ じょうけんかんけい

「あの事実がなかったら、この結果
は起こらなかった」といえる関係。

相当因果関係

☐ せうとういんがかんけい

常識的に考えて、行為と犯罪の間に
原因と結果の関係があること。

難しい法律用語も
日常的な言葉遣いで
説明されています。

☐ 違法性阻却 ☐ いほうせいそきゃく	一見犯罪が成立するように見えるが、法律上許される理由があるため違法とならない場合。
☐ 正当業務行為 ☐ せいとうぎょうむこうい	患者の同意を得た医師の手術等、仕事としての行為。違法性阻却事由のひとつ。
☐ 正当防衛 ☐ せいとうぼうえい	いきなり襲われたため、やむを得ず行う防衛行為。違法性阻却のひとつ。
☐ 過剰防衛 ☐ かじょうぼうえい	防衛行為がやりすぎであること。
☐ 誤想防衛 ☐ ごそうぼうえい	実際には攻撃を受けていないのに、攻撃を受けたと勘違いして反撃すること。
☐ 緊急避難 ☐ きんきゅうひなん	自分の身に危険が迫っていたため、落ち度がない他人の権利をやむを得ず侵害した場合。
☐ 誤想避難 ☐ ごそうひなん	実際には危険が存在しないのに、危険が迫っているなどと誤解して他人の権利を侵害すること。
☐ 法令行為 ☐ ほうれいこうい	法律・命令に基づいて、権利又は義務として行われる行為

ルビ入りなので
読み方を迷いません。

キーワードの説明が
正しくできたら
チェックをしましょう。
全てチェックが埋まるまで
チャレンジしましょう！

憲法

国民主権 ☐ こくみんしゅけん	政治を最終的に決めるのは国民であるということ。
基本的人権 ☐ きほんてきじんけん	人が人として当然に持つ重要な権利のこと。
平和主義 ☐ へいわしゅぎ	戦争を放棄し平和を願う考えのこと。
天皇 ☐ てんのう	日本と日本国民統合の象徴（シンボル）である。政治的権限を持たない。
国事行為 ☐ こくじこうい	憲法上、天皇が行うものと定められている行為。正式には国事に関する行為という。
内閣の助言と承認 ☐ ないかくのじょげんとしょうにん	天皇が国事行為を行うために必要とされるもの。国事行為に関する責任は内閣が負う。

行政法

都道府県公安委員会 ☐ とどうふけんこうあんい ☐ いんかい	各都道府県警察の監督を行う住民の代表。
国家公安委員会 ☐ こっかこうあんい ☐ いんかい	警察庁を管理する行政機関のこと。国家公安委員会委員長は国務大臣が任命される。
警察署協議会 ☐ けいさつしよきようぎかい ☐	警察署の運営に地元住民の意見を反映させるために各警察署に設置される組織のこと。警察署長に意見を述べることができる。
管轄区域外における権限行使 ☐ かんかつくいきがい ☐ におけるけんげんこうし	現行犯人を逮捕する場合や、他県の公安委員会からの援助の要求により派遣された場合等は、都道府県警察は、越境して権限を行使できる。
苦情申出制度 ☐ くじょうもうしでせいど ☐	警察職員の職務執行について苦情がある者が、都道府県公安委員会などに苦情を申し出ることができる制度のこと。
職務質問 ☐ しよくむしつもん ☐	犯罪に何らかの形で関係していると思われる者に対して、警察官が任意で質問をすること。

刑法

構成要件

- ☐ こうせいようけん
☐

犯罪行為は、だまして物を奪う＝詐欺罪、暴行を加えて物を奪う＝強盗罪というぐあいに類型化できる。こうした個々の行為類型（犯罪類型）を構成要件という。

不作為犯

- ☐ ふさくいはん
☐

期待される行為をしないことで行われる犯罪。**例** 親が赤ん坊に食事を与えずに餓死させたという場合

真正不作為犯

- ☐ しんせいふさくいはん
☐

「〇〇しなかった」という形で条文が書かれている犯罪を、不作為によって犯すこと。

不真正不作為犯

- ☐ ふしんせいふさくいはん
☐

「〇〇しなかった」という形で条文が書かれていない犯罪を、不作為によって犯すこと。

条件関係

- ☐ じょうけんかんけい
☐

「あの事実がなかったら、この結果は起こらなかった」といえる関係。

相当因果関係

- ☐ そうとういんがかんけい
☐

常識的に考えて、行為と犯罪の間に原因と結果の関係があること。

刑事訴訟法

☐ ☐ 司法警察職員 しほうけいさつしよくいん	犯罪の捜査をする権限を持っている公務員。 例 警察官
☐ ☐ 司法警察員 しほうけいさついいん	原則として、巡査部長以上の警察官のこと。
☐ ☐ 司法巡査 しほうじゅんさ	巡査である警察官のこと。
☐ ☐ 被疑者 ひぎしゃ	捜査機関から犯人と疑われている者のこと。
☐ ☐ 被告人 ひこくにん	裁判にかけられてから確定判決を受けるまでの者のこと。
☐ ☐ 告訴 こくそ	被害者等が犯罪の被害に遭ったことを捜査機関に報告し、犯人の処罰を求めること。

第3章

一発合格者の法学まとめノート



第3章の使い方

1テーマ見開き完結で、試験に頻出の要点がまとめられています。

刑法

5 暴行罪、傷害罪

ポイント

【CASE】 Xは、驚かすつもりで自転車に乗っているAに向かって石を投げたところ、Aは、びっくりして体勢を崩し、自転車から落ち、手を骨折した。

Q Xはいかなる刑責を負うか。

A 暴行の故意しかないが、傷害結果が生じているため、傷害罪の刑責を負う（暴行罪の結果的加重犯としての傷害罪）。

1 暴行罪（208条）

(1) 意義

暴行罪は、暴行を加えたが、**相手が傷害を負わなかった**場合に成立する。これは、暴行の故意のほか、傷害の故意であってもよい。

重要部分に青いマーカーを引いています。

2 傷害罪（204条）

(1) 意義

人**に**傷害することにより成立する。

(2) 傷害とは

人の生理的機能に障害を与えること、又は健康状態を不良に変更することという。

(3) 傷害罪の故意

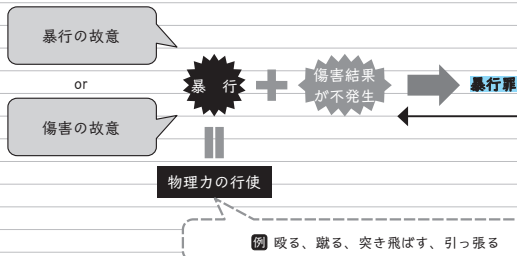
傷害罪は、①故意犯であるタイプと、②暴行罪の結果的加重犯であるタイプの2つに区別できる。①は、傷害の故意が必要であるが、②は、暴行の故意で足りる。

3 傷害致死罪（205条）

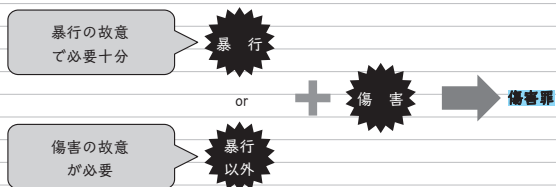
本罪は、傷害罪を基本犯とする**結果的加重犯**である。ただし、基本犯である傷害罪自体が暴行罪の結果的加重犯であることもあるため、暴行の故意があれば足りる。

図表によって、
理解を整理するこ
とができます。

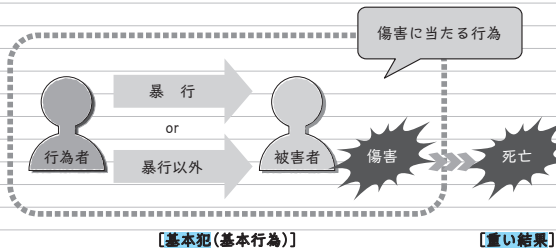
●暴行罪



●傷害罪



●傷害致死罪



まとめノートを作る際は、
参考に使ってみて
ください。

1 肖像権と警察活動

ポイント

- Q** 肖像権が、警察活動との関係で問題となるのはどのような場面か。
- A** 警察活動との関係では、捜査における写真撮影や、防犯カメラ映像の提供行為等の適法性において問題となる。

1 肖像権とは

公権力によってみだりに容貌・^{ようぼう}姿態を撮影されない自由をいう。

2 憲法上の根拠

憲法に明記されていないが、新しい人権の1つとして幸福追求権（憲法13条）に含まれる。

幸福追求権……憲法制定当初は必ずしも人権としては意識されていなかったが、その後人権として認められるべきと考えられるようになった権利の根拠となる規定

3 制約

肖像権は、公共の福祉による一定の制約を受ける場合がある。判例は、警察官が正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されないが、公共の福祉のために必要がある場合には、肖像権も相当の制限を受けるとする（最大判昭44.12.24）。

4 肖像権と警察活動

捜査の必要がある場合には、承諾なく、個人の容貌等を撮影することが許される場合もある。

判例は、警察官の写真撮影につき、具体的状況の下で捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、公共の場所における撮影など相当な方法によって行われたのであれば、捜査活動として適法であるとする。

●判例

1 最大判昭 44.12.24

事案	警察官が、違法なデモ行進を現認したため、写真撮影をした
結論	警察官の写真撮影は、(3)の①～③の要件を満たすので、適法
判旨	(1) 憲法 13 条を根拠に、国民は、私生活上の自由の 1 つとして承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由を有する。この自由を肖像権と称するかどうかは別として、警察官が正当な理由なく個人の容貌等を撮影することは憲法 13 条の趣旨に反し、許されない (2) 承諾なしにみだりに容貌等を撮影されない自由は、公共の福祉のため必要のある場合には相当の制限を受ける (3) 警察官の写真撮影は、①現行犯的状况、②証拠保全の必要性・緊急性、③撮影方法の相当性の要件を満たせば、本人の同意がなく、また、裁判官の令状がなくても許される

↓その後

この昭和 44 年の判例は、**現行犯以外の写真撮影を否定する趣旨ではない**ことが、次の平成 20 年の判例で明らかになった。

↓具体的には

2 最決平 20. 4.15

事案	警察官が、公道上及びパチンコ店内において、犯人の特定のため、強盗殺人等の被疑者の容貌等をビデオ撮影した
結論	警察官のビデオ撮影は、適法
決定要旨	①被疑者が犯人である疑いを持つ合理的な理由が存在し、②重大犯罪の犯人特定のための重要な判断に必要な証拠資料を入手する目的で、③通常、人が他人から容貌等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所で、被疑者の容貌を必要な限度でビデオ撮影したことは、任意処分として許される

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

新 昇試サブノート 法学スタートブック

イラスト制作者：ぱんだにあ

令和 4 年 7 月 10 日 第 1 刷発行

編 者 別冊 KORON 編集部

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町 3-28-2

電話 03-3291-1561（代表）

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>